

こども家庭庁「こどもデータ連携実証事業の実施及び検証（令和6年度）」

中間報告会資料

全体報告

株式会社野村総合研究所
NRIセキュアテクノロジー株式会社

2024年10月

NRI

Envision the value,
Empower the change

事業概要



本事業の背景と目的

背景

- こどもに関する施策については、これまでに様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在している。一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくないほか、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。

目的

- このような背景から、地方公共団体における、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（以下、「こどもデータ連携」という。）の推進に向け、こどもデータ連携に取り組む地方公共団体が参照できるガイドラインに反映するため、こどもデータ連携実証事業（以下、「本事業」という。）の実施を通じて知見や課題を抽出・整理する。
- 本事業では、次の事項を目的とする。
 - ① 支援が必要なこどもや家庭を早期に把握するために有用なデータ項目や、その抽出・連携方法、それらのデータを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握するための手法、データ項目と様々な困難（虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー等）との関連性、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」（令和6年3月公開）（以下、「ガイドライン」という。）に記載の「基本連携データ項目」の有用性等について検証する。
 - ② データを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握した後、人の目による確認や支援方策の検討、実際の支援・見守りの実施につなげるための、関係機関等の望ましい連携体制や業務フロー、会議体等の在り方、関係機関等の間で情報共有することが望まれるデータ項目、具体的な支援・見守りの手法、各プロセスにおける課題等を検証する。
 - ③ ガイドラインの記載内容の適切性や実用性について本事業を通じて検証するとともに、新たに得られた成果・課題についてもガイドラインに反映し、地方公共団体による本格的なこどもデータ連携の取組に繋げる。

本事業の概要

事業の目的を踏まえ、継続実証団体においては、人の目による確認や支援方策の検討、支援・見守りの実施に早期から取り組むことを想定し、新規実証団体においては、基本連携データ項目を含む「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」における有用性等について主に検証するため、実証を実施。

事業内容

1

抽出・整理



- ✓ 基本連携データ項目毎に、基準/閾値に該当するこどもや家庭を抽出したうえで名寄せを行い、どのこどもや家庭がどの基本連携データ項目の基準/閾値に該当し、どのような困難を抱えている蓋然性が高いか、分野横断的に整理する。
(基本連携データ項目以外のデータ項目を併せて利用することは妨げない。)

2

支援・見守り



- ✓ 1で整理した内容を活用して多様な観点からのアセスメントを行い、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭について、人の目によって支援の必要性を確認したうえで、適切な支援方策を検討し、必要な支援・見守りを行う。

3

検証



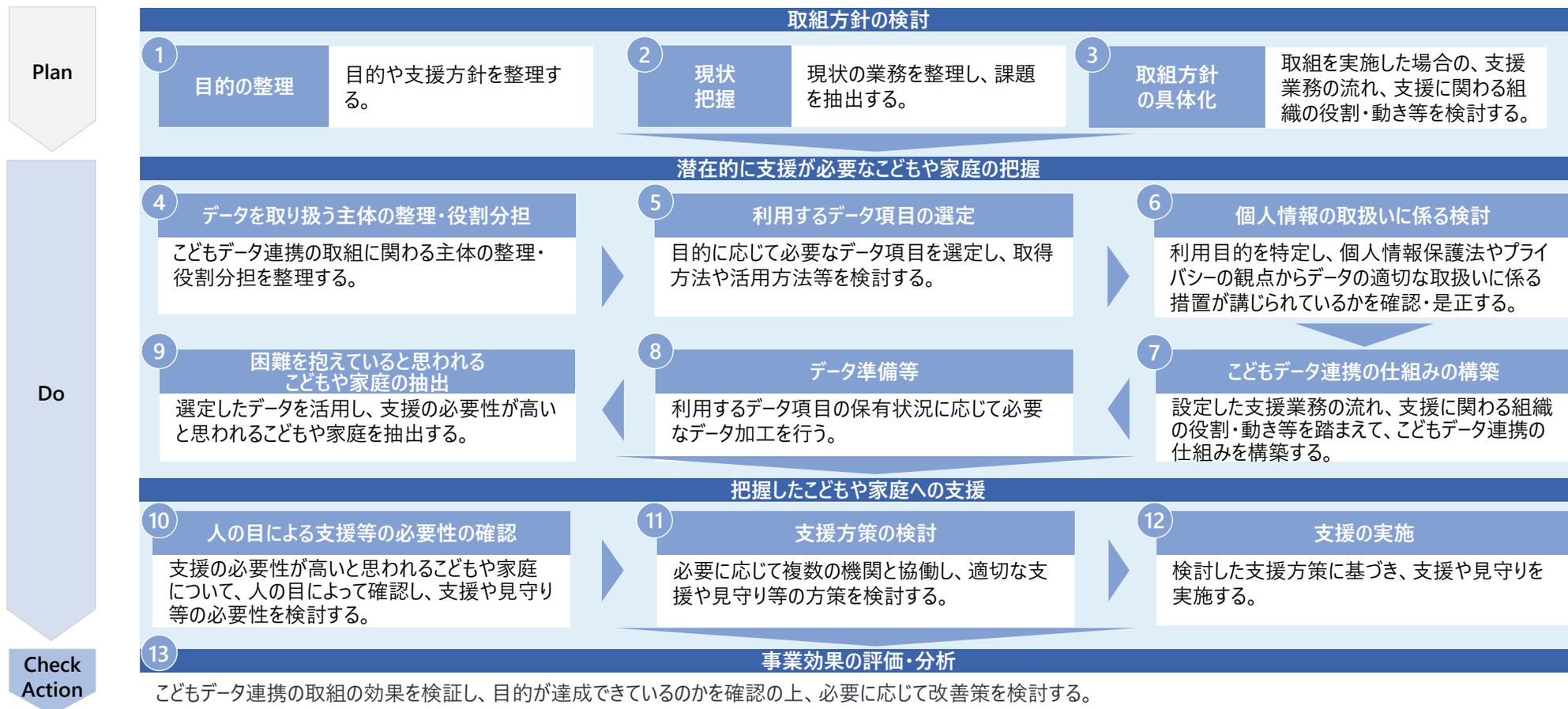
- ✓ 基本連携データ項目の有用性（現行の支援の在り方の見直しや、新たな支援の必要性の発見にどれだけ繋がったか等）
- ✓ 1の整理を行うにあたっての効率的・効果的な手法や、課題とその対応策等
- ✓ 1で整理した内容を活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握するための手法等
- ✓ 人の目による確認や支援方策の検討の在り方（連携体制や業務フロー、会議体等）、関係機関等の間で情報共有することが望まれるデータ項目、支援・見守りの手法、各プロセスにおける課題等
- ✓ 上記を踏まえて、ガイドラインの記載内容の適切性や実用性、課題、その他反映が望まれる内容

「ガイドラインへの反映」+「こどもデータ連携」の推進

本事業の概要

こどもデータ連携の取組概要は、下図の通り。こどもデータ連携の取組を実施するにあたっては、各工程における業務内容を理解した上で、事業を推進する。

- こどもデータ連携の取組においてデータを分野横断的に連携させることは「手段」であり、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることが「目的」となる。そのため、こどもの最善の利益を守ることが重要であることに留意する。
- こどもデータ連携の取組を実施するにあたって必要な業務の流れ（取組方針の検討→潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握→把握したこどもや家庭への支援）を確認する。



基本連携データ項目とは、データ項目単体で困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられるデータ項目であり、多くの地方公共団体で保有されているものである。

	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目
こども	1 要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録履歴がある	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）
	2 一時保護された履歴がある	一時保護児童票_（こども氏名）
	3 3~4か月健診を受けた履歴がない/1歳6か月健診を受けた履歴がない/3歳児検診を受けた履歴がない	3~4か月児健診結果_健診受診日/1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日/3歳児健診健診結果_3歳児健診受診日
	4 3~4か月児/1歳6か月児/3歳児検診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	3~4か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/3歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出
	5 3~4か月児/1歳6か月児/3歳児検診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	3~4か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった
	6 3~4か月児/1歳6か月児検診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	3~4か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ
	7 3~4か月児/1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	3~4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった
	8 1歳6か月児/3歳児検診において、低体重であった/学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）/3歳児健診健診結果_パーセンタイル値（体重）/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重
	9 こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード
	10 障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援申請決定情報_受給者証番号
	11 小・中学校の欠席日数が多い	出欠の記録_欠席日数
	12 小・中学校の遅刻が多い	遅刻日数
	13 こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果
保護者・家庭	14 当該こどもの出産に際し、妊婦検診を受けた履歴が全くない	妊婦健診結果_受診日
	15 当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	産婦健診結果_EPDS評価点数
	16 当該こどもと同一世帯の者が、身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳を所持している	身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード
	17 当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	（生活保護）決定個人情報_開始年月日
	18 当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	（児童扶養手当）支給情報_支給区分

10団体の伴走支援の実施

本年度実証事業には10団体が参画。各団体の事業計画書に沿って、R6.3にこども家庭庁が公開した「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を参考に取組を推進している。次頁以降で、各団体がこれまでに取り組んできた実証の実施状況や共通的に見られた課題・成果・示唆等を整理する。

実証10団体及び取扱テーマ

05_佐渡市（新潟県）

2年目

テーマ：虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障がい

06_山県市（岐阜県）

2年目

テーマ：いじめ、不登校、発達障がい、問題行動

07_和泉市（大阪府）

2年目

テーマ：児童虐待

10_別府市（大分県）

テーマ：貧困、不登校

08_延岡市（宮崎県）

2年目

テーマ：虐待、不登校、ヤングケアラー、貧困、産後うつ、発達障がい

01_会津美里町（福島県）

2年目

テーマ：学校不適応

02_印西市（千葉県）

2年目

テーマ：産後うつ、児童虐待

03_横須賀市（神奈川県）

2年目

テーマ：虐待、同居者の心身における健康状態が子どもの発育にどのような影響を与えるか

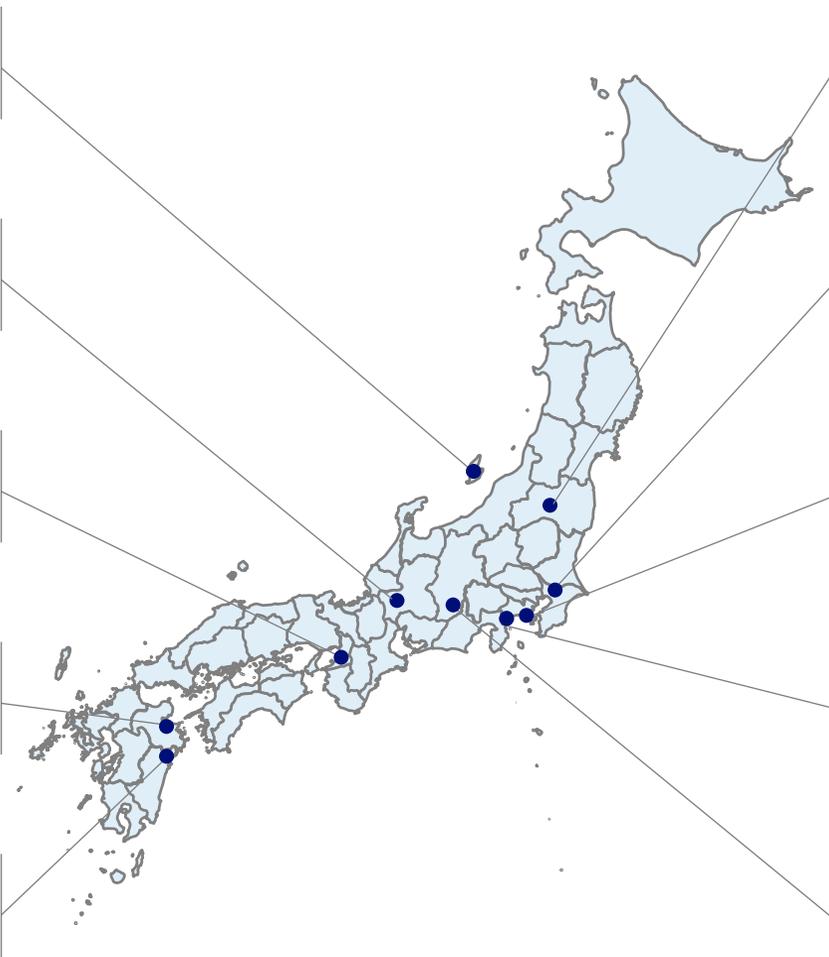
04_開成町（神奈川県）

2年目

テーマ：ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、産後うつ、発達障がい

09_喬木村（長野県）

テーマ：虐待、貧困、不登校（いじめ）



～実証の取組整理／課題・示唆～

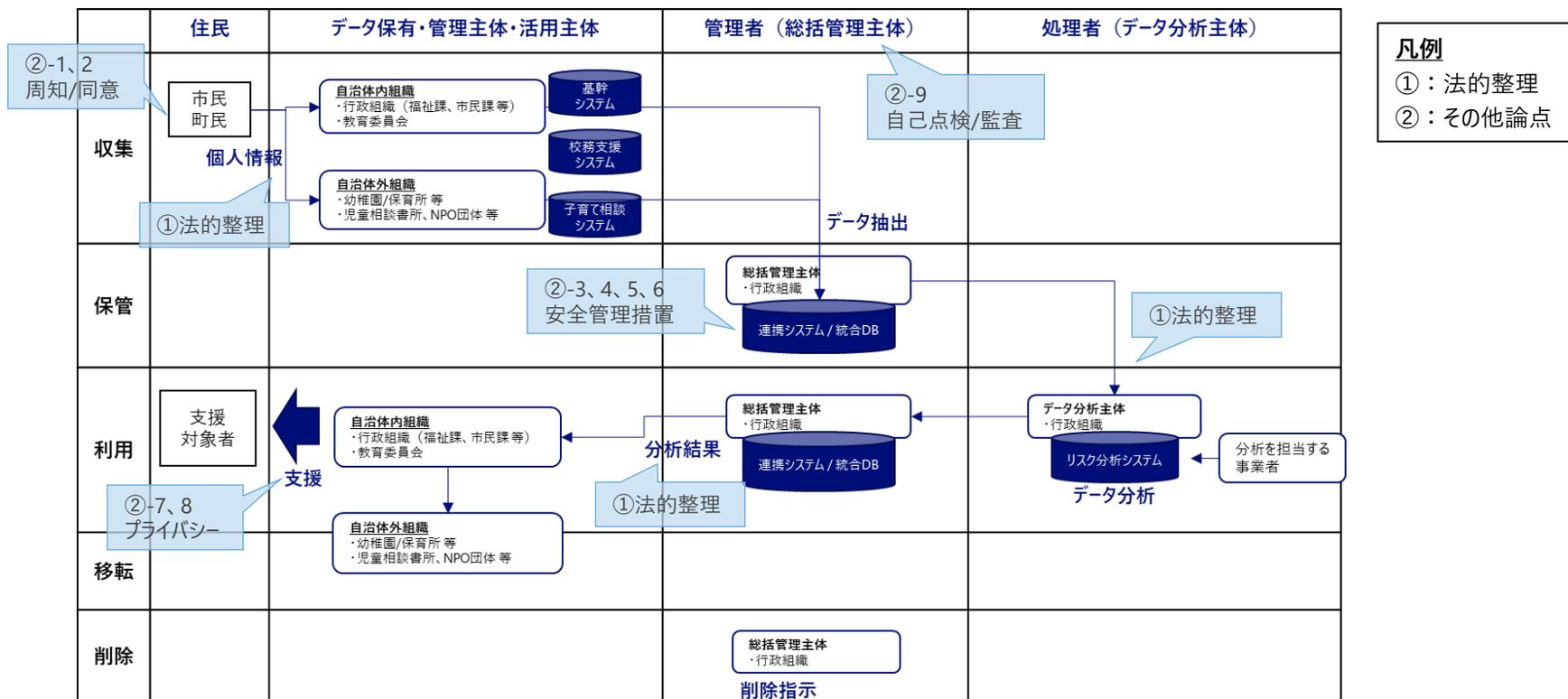
The slide features a dark blue background with two large, thick, curved lines. A red line starts at the top right and curves downwards towards the center. A blue line starts at the bottom left and curves upwards towards the center. The text is positioned in the middle-left area of the slide.

実証の取組整理 / 課題・示唆

個人情報の取り扱い・プライバシーに関する論点整理

- 参画全自治体にて実証事業ガイドライン（素案）に準拠する方針で検討を重ねていただいている状況であることを確認済
 - 継続団体において、実証事業ガイドライン（素案）に対する理解/検討が深まり、未検討項目が減っていることを確認。
 - 新規団体に関しても大きく劣後しているような状況はなく、整理が必要な項目に関しては継続して検討している状況。
- 今回、一部自治体で検討に苦慮している以下フロー図各項目に関しては他自治体の事例を踏まえ汎用的な見解/対応状況を整理

個人データ処理の業務フロー図（弊社作成サンプル）



実証の取組整理／課題・示唆

①法的整理に対する示唆

■ 個人情報を取り扱う際の実証事業期間における法的整理例

- データ収集時はデータ保有主体の定めた利用目的、データ分析/活用時は総括主体の定めた利用目的に基づき法的整理
- 主に“臨時的な利用”の制約がつく目的外利用にて整理をする自治体が多く存在

■ 個人情報を取り扱う際の自走期間を見据えた法的整理に対する取り組み例

- 自走期間を見据え、“臨時的利用”の制約とならないための法的整理に取り組む自治体が複数存在する（過半数程が取組中）
* 事例（検討/議論継続中）：目的内利用への整理と切替（解釈や条例の制定含む）、目的内利用とできるデータのみ利用、等



総括主体は収集元よりデータ受領時に、各種法律に基づき新たに利用目的を特定する

	①データ収集時 from 収集元 to 総括主体	②データ活用時 from 総括主体		
		②-1：データ分析 to 分析主体	②-2：支援策検討 to 有識者	②-3：支援策実施 to 支援主体
実証事業期間 における 法的整理事例 ※多くは太字整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的外利用 ⇒ 相当な理由 かつ 臨時的 ● 目的内利用 ⇒ 収集時目的と一致する整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的外利用 ⇒ 学術目的 ● 業務委託契約内で個人情報の取り扱いを定義 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的外利用 ⇒ 相当な理由 かつ 臨時的 ● 目的内利用 ⇒ 個人情報保護法/児童福祉法/母子保健法を基に整理 	
自走期間を 見据えた 課題感	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的外利用と整理した際には総括主体は収集したデータを臨時的にしか利用できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的外利用と整理した際には分析主体に依る継続的なロジック改善ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者提供を実施する際に付随する複数課題 <ul style="list-style-type: none"> - 個人情報提供先における情報管理 - 要支援対象児童の情報の円滑な連携 ● 目的外利用と整理した際の臨時的な利用 ※収集時と同様 	
自走期間を 見据えた 取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>各自治体検討中*</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>各自治体検討中*</u> ● ロジックの継続改善の内製化に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>各自治体検討中*</u> ● 総括主体配下の組織による支援と整理することで実証事業の推進～支援まで同組織内での実施と定義 ※第三者提供には該当しないとの整理 	

実証の取組整理／課題・示唆

②その他論点に対する各団体での取組事例

#	大項目	小項目	実証を進めるうえで解くべき課題	課題への対応策・工夫の例示
1	実証事業に対する 通達	住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 自治体内の住民に対して本実証事業の説明をせず後々反発を招いたり、住民から不安の声が上がるリスク 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーへの配慮を考慮し、議会説明と保護者説明の実施を予定。
2		実証事業に対する 同意取得		<ul style="list-style-type: none"> 要支援対象者の抽出という目的を満たせなくなる可能性が高いため、本取り組みに対する住民の同意取得までに行っている自治体は現時点で存在しない。
3	安全管理措置	組織的 安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンスの効かない体制での推進により、情報セキュリティとプライバシー保護のための運用が適切に行われないリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援対象検出ロジック検討には大学の准教授などが参画する。また、個人情報/プライバシーに関しては自治体内の弁護士に照会する予定である。
4		人的 安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 情報リテラシーに乏しい職員の参画により過失による情報漏洩が発生するリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 初任時及び一定期間毎に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修をCISOの責任により研修を実施。
5		物理的 安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> データを持ち出す際や外部出力する際に適切な管理がなされておらず、情報漏洩/証跡の未取得が発生するリスク 	<ul style="list-style-type: none"> データの持ち出し及び持ち出したデータの基幹系ネットワーク接続端末へのデータ移行は、所定の部署より認証を受けたUSB（パスワード有）を使用。
6		技術的 安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> データの保管領域や外部提供手法の決定に際して十分な検討がなされておらず、個人情報を窃取するための攻撃手法が残存するリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 外部クラウドに投入するデータについては識別子となる氏名等の個人情報を仮名加工する。 市内のデータに関してはデータ格納先も基幹システムと同じマイナンバー閉域網内に閉じる。また、クラウドに個人情報は保存せず、コードによる管理を行う。
7	プライバシー対策	ガバナンス/評価	<ul style="list-style-type: none"> 適切なプライバシー評価をできておらず、個人情報の取り扱いやデータ項目選定の妥当性について住民からプライバシー侵害等の指摘を受けるリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検/監査の内容も「個人情報取扱規定」に記載し、プライバシー評価（PIA）を実施。実施結果についてはJIPDECで外部評価された。 弁護士を交えたプライバシーリスクの分析・評価を実施し、有識者（弁護士等）から専門的知見の助言を得ることを想定。
8		データ削除	<ul style="list-style-type: none"> 本取り組みに不要なデータを保持し続け、情報漏洩が発生した際の被害を残留データが拡大させるリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 「年度年齢が19歳以上となった児童」及び「取得から5年が経過したデータ」を定期削除対象とし、年度始めに削除する。
9	自己点検・監査	—	<ul style="list-style-type: none"> 本取り組みで定めた運用が適切に運営されておらず、実施内容に不足が発生する/発生しても検知できないリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検は、年1回、個人情報保護に関する事務を所掌する課が作成したチェックシートを用いて行う。 個人情報保護委員会のHPに掲載されているマニュアル・チェックリスト等を参考に監査マニュアル（案）を作成している。

基本連携データ項目の利用状況

- 本実証事業では、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」（令和6年3月）で定義された「基本連携データ項目」及び今年度検証予定の項目（下表№19,20）を利用した検証を実施する。基本連携データ項目の利用状況は下表のとおりである。
- 利用団体数が半数以下となった項目が3つあり、これらは利用に際しての課題がある基本連携データ項目と言える。

№	基本連携データ項目	利用団体数
1	要対協のケース進行管理台帳_ (こども氏名)	8
2	一時保護児童票_ (こども氏名)	5
3	3～4か月児健診結果_健診受診日/1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日/3歳児健診健診結果_3歳児健診受診日	9
4	3～4か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/3歳児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出	7
5	3～4か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった	7
6	3～4か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもの口をふさいだ	8
7	3～4か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもを激しく揺さぶった	8
8	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値 (体重) /3歳児健診健診結果_パーセンタイル値 (体重) /児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重	7

№	基本連携データ項目	利用団体数
9	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	9
10	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	7
11	出欠の記録_欠席日数	8
12	遅刻日数	6
13	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	3
14	妊婦健診結果_受診日	8
15	産婦健診結果_ EPDS評価点数	8
16	身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	9
17	(生活保護) 決定個人情報_開始年月日	10
18	(児童扶養手当) 支給情報_支給区分	10
19	虫歯の数 ※	5
20	母親の喫煙 (妊産婦健診時アンケート等) ※	6

利用団体数5以下の項目を抽出

※今年度検証予定の項目

№	基本連携データ項目	利用不可である原因 ()内は団体数	利用可能とするための検討方針案	
2	一時保護児童票_ (こども氏名)	<ul style="list-style-type: none"> 実証主体外からのデータ提供(4) データの加工・変換(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 本実証主体外が所管のデータ項目であり、本実証のためのデータ提供が困難である (県の管轄等)。 経過記録の一部として記録されており、1件ずつ確認してデータ項目として保有する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 実証主体外が保有するデータを本実証で利用するための説明・根拠を明確にする。
13	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	<ul style="list-style-type: none"> データの不保持(5) 使用不要と判断(2) 	<ul style="list-style-type: none"> データを保有していない (アンケートを実施していない/アンケートから心身の不調や希死念慮を測れない等)。 対象の種類 (産後うつ、虐待) に対する分析には不要と判断。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートを実施する。 当該基本連携データ項目の定義を明確にし、統一的なアンケート内容とする。
19	虫歯の数	<ul style="list-style-type: none"> データの不保持(3) 使用不要と判断(2) 	<ul style="list-style-type: none"> データを保有していない。 対象の種類 (学校不適応) に対する分析には不要と判断。 	<ul style="list-style-type: none"> データを保有する。なお、健康管理システム標準仕様書【第2.0版】において、1歳6ヶ月児、3歳児の歯科検診データがあるため、標準化後の自治体は未就学児のデータは保有することとなる。

実証の取組整理／課題・示唆

基本連携データ項目の利用状況

- 基本連携データ項目が利用不可となった原因のうち、主な原因とそれに対する方針検討案を下表に記載する。
- 「実証主体外からのデータ提供」「データの不保持」については、将来的にデータを取得・保有することを可能とするための方針を検討する。
- 一方で「データ数の不足」「データの電子化」については、工夫次第で本実証内においても利用可能となるため、そのための方針を検討する。

基本連携データ項目が利用できない理由／利用可能とするための方針

#	基本連携データ項目が利用不可である理由	具体例	利用可能とするための検討方針案
1	実証主体外からのデータ提供	<p>【№2一時保護児童票】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所がデータを保有している。 <p>【№9精神障害者福祉保健手帳情報_主たる精神障害コード】</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務関連システムでデータを保有している。機微情報であり、町財務システムとの関連事項は連携しない想定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関及び自治体内の実証主体外課室のデータを利用するための法的整理が必要となる。 p.9①法的整理に関する示唆を参照のこと。
2	データ数の不足	<p>【№12遅刻日数】【№19虫歯の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度分以降のデータのみ存在し、データ件数が少ないため現時点でリスク分析には使用していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度実証団体では、ある時点以降のデータのみが存在するとき、所有するデータで分析可能な対象でのみ利用する場合があった。（例：小学6年生以上の対象のデータはないため分析に用いないが、小学5年生以下の対象の分析には用いる。）
3	データの不保持	<p>【№8 1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）/3歳児健診健診結果_パーセンタイル値（体重）/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム上でパーセンタイル値の集計を実施していない。 データを保有していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理システム標準仕様書の管理項目に「パーセンタイル値（体重）」が存在するため、標準化後の自治体はデータを保有することとなる。 文部科学省教育データ標準4.0（活動情報）のデータ項目に「体重_Kg」が存在するため、教育データ標準に準拠したシステムを導入した自治体は保有することとなる。
4	データの加工・変換	<p>【№15産婦健診結果_EPDS評価点数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価点数データ管理していない。紙媒体で管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体のデータの電子化のため、令和5年度実証団体ではOCRを活用した場合があった。枠外の文字や改行位置により正しく読み取れなかった場合は人の目で確認する等の必要はあるが、効率的に電子化する一つの方法である。

実証の取組整理／課題・示唆

基本連携データ項目を活用した抽出方法（優先順位付け）

- 基本連携データ項目を活用した抽出方法として、データ項目の該当数で判断するケースや、政策目的（取り組む困難類型）に応じて特定の項目に重みづけを行うケース等が確認された。
- 重みづけの判断基準としては、支援実施主体の知見や先行研究等既存の知見を活用するケースや、データ分析の結果を活用するケースが確認された。

基本連携データ項目※を活用した抽出方法（優先順位付け）の整理

※う蝕の有無など昨年度の実証事業において関連性が高いと認められたデータ項目含む。

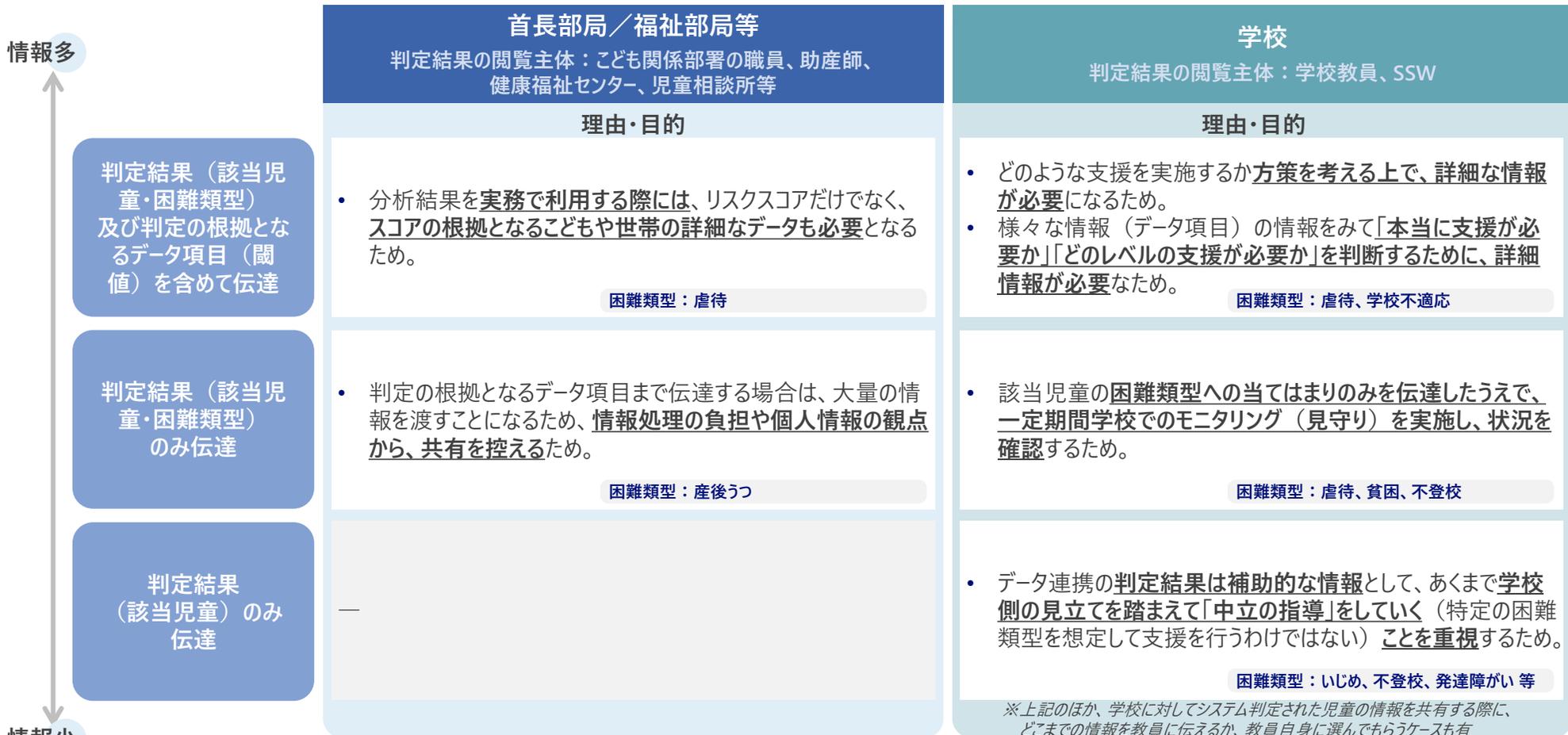
抽出方法 (重みづけ有無)	抽出方法の判断基準		概要	特徴	留意点	
データ項目の 該当数 重みづけ無	-		<ul style="list-style-type: none"> データ項目の該当数が多い順に支援対象者を選出。 データ分析を行う前のスクリーニングとして活用することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 困難類型を指定することなく支援を検討することが可能。 統計的な専門知識等がなくとも理解しやすく、関係各所への説明がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目が同列になるため、該当数が同じ児童が複数いる場合に、データ項目での優先順位付けを行うことが困難。 業務で対応可能な適当な規模の潜在層を抽出することが難しい。 	
特定項目への 重みづけのうえ での合計値 重みづけ有	既存の知見	支援実施主体から得た知見	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員、学校教員、保健師等の意見 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者となりうることもや家庭に普段接している人から得た意見をもとに、データ項目の重みづけを決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 定量的なデータとして取得されていなかった暗黙知を可視化し、反映させることが可能。 支援現場の納得感が得やすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援現場の人の主観を完全に除くことはできないため、データ項目の重みづけについて、関係各課で情報共有しながら慎重に決定する必要がある。
		他の事例から得た知見	<ul style="list-style-type: none"> 先行研究の結果 専門家の意見 他自治体のロジックの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先行研究や他団体での事例で検証された情報をもとに、データ項目の重みづけを決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の程度信頼性が担保されたロジックをコストをかけずに利用することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 先行ケースを参考とする場合、困難類型の定義が異なる場合など、自治体固有の状況に応じて調整を行う必要がある。
	データ分析	統計分析・機械学習※	<ul style="list-style-type: none"> ロジスティック回帰分析 決定木分析 Wide Learning 	<ul style="list-style-type: none"> データ全体の分布や平均値などの代表値を確認したうえで、要対協や児童相談所など既存の支援対象者の情報を正解データとして、学習・モデリング（重みづけ係数の決定）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該自治体におけるデータ項目の重要度を定量的に可視化することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 正解データが少ない場合に、十分な精度のモデルを生成することが困難。 既存の支援対象者の情報にて困難の類型が管理されていない場合、学習に用いるデータセットの更新するために職員による判断が必要となる。

※ 機械学習による分析を行う場合、今後の人による絞り込みや支援の実施に繋げるために、判断理由とした項目とその重みづけが分かる手法を用いる。

支援の実施（判定結果の活用方法）

- 判定や絞り込みの結果を踏まえて、支援実施主体にリスクが高いと判断された児童の情報を伝達する際には、大きく“判定結果及び判定の根拠となるデータ項目（閾値）を含めて伝達するケース”、“判定結果（該当児童・困難類型）のみ伝達するケース”、“判定結果（該当児童）のみ伝達するケース”の3ケースが確認された。
- 上記の差分の背景としては、具体的な支援実施ないしは検討に当たって詳細な情報が必要との理由から判定結果の根拠となるデータ項目まで共有するケースや、他方で、データの判定結果はあくまで補助的な情報とするために支援実施主体において先入観などが生じないように抽出された児童の該当状況のみ伝達するケース等も見られた。

判定結果の活用（伝達）方法及びその理由



※上記のほか、学校に対してシステム判定された児童の情報を共有する際に、どこまでの情報を教員に伝えるか、教員自身に選んでもらうケースも有

支援の実施

- データ連携により、実際にリスクが顕在化するケースを早期に把握でき迅速な初動対応を実現できたほか、関係機関との情報共有や、行政の支援施策への申請を促すきっかけになるなど、各種効果が見られた。

主な支援の状況／効果・示唆

困難類型	<ul style="list-style-type: none"> － 虐待、貧困
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> － 過去に児童相談所への相談履歴のあるケース、生活保護を受給しているなどすでに何らか行政の施策につながっているケース、家庭でのこどもへの接し方について気になる点を行政側で認識していたケースであっても、<u>具体的な虐待、貧困のリスクまでは想定していなかったケースが多かった。</u> － 他方で、定期健診を受診していない、保育施設等関係機関では発育状況などを気にしていたなど、<u>何らかの兆候は見て取れるケースも確認された。</u>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> － 育児について困りごとがあったら相談できるよう、<u>相談窓口や支援機関・施設を紹介。</u> － 対象の家庭に対して、<u>給付金の申請を勧奨する通知を送付。</u> － <u>支援会議を実施するなどして、ケースワーカー等関係者・機関への情報共有を行ったうえで、見守りを実施。</u> － <u>要対協登録を行い、市長部局と学校側で情報共有を実施。学校において継続的に見守りを実施しつつ、状況を踏まえて都度支援方針を協議。</u>
支援後の支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> － 保護者と支援機関・者の信頼関係の構築に繋がり、家庭で直面する<u>困難な事象（貧困等）に限らず、子育ての悩み全般について相談が来るようになった。</u> － 見守りの中で個別に声掛けをする中で、対象の<u>児童から相談されるようになり、適切な機関へつなぐことができた。</u>
データ連携による効果・示唆	<ul style="list-style-type: none"> － 想定していなかったリスクをデータ連携及びシステム判定により新たに検知できたことで、<u>アセスメントやヒアリング、情報共有を通して学校や関係する機関等ともリスクを共有する機会につながった。</u> － プッシュ型支援として各種給付金等の行政の支援施策への申請を勧奨する通知を送付したことで、<u>対象の家庭に対して給付金等支援施策への申請を促すことができた。</u> － データに基づき判定を行ったことで、想定していなかったリスクを把握することができ、<u>当該家庭の状況を再度確認・把握することに繋がった。</u>同時に、<u>家庭に関わるきっかけ作りとなり、困難な事象に限らず幅広く家庭の悩みを把握することにもつながった。</u> － データの連携により事前にリスクを把握できたことにより、リスクのあるこども・家庭であることを学校等関係者が意識することで<u>実際にリスクの顕在化を早期に把握でき、初動対応を迅速に行うことができた。</u>

データ連携による成果・効果

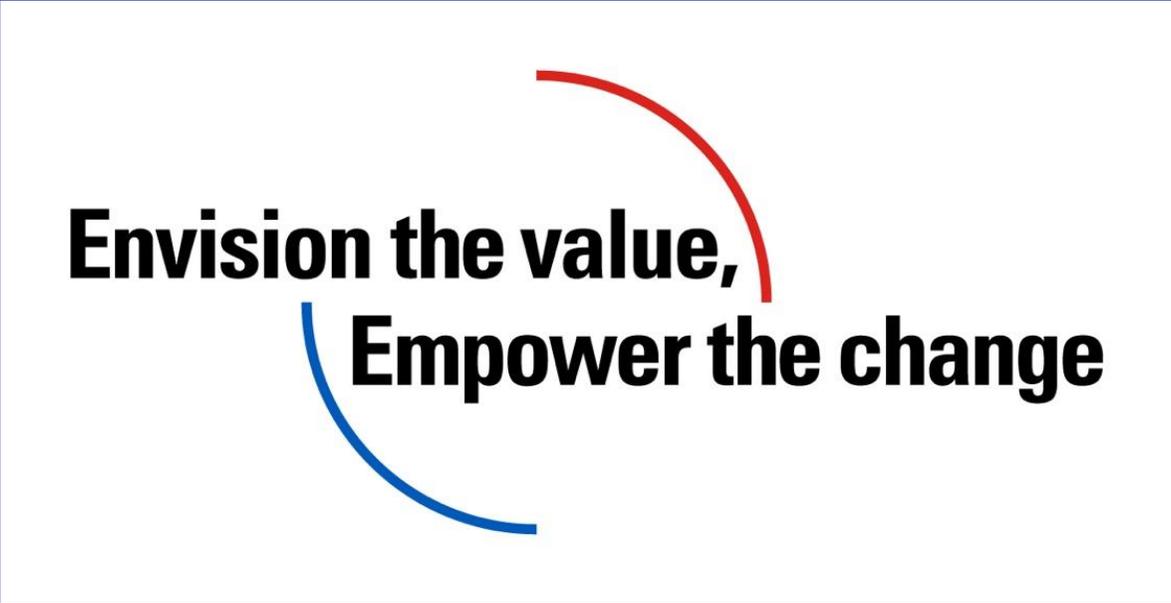
- データ連携により、潜在層への支援の実現のほか、迅速かつ大量の情報の連携を実現でき、職員による見守り・支援の知見の獲得、本業務をきっかけとした他機関との連携強化といった効果が見られた。

実証の主なフェーズそれぞれにおける成果・効果

	データ分析 ・システム判定	人による絞り込み (アセスメント)	見守り・支援への 接続・実施	全体を通した効果
定量的	<ul style="list-style-type: none"> 人の目のみによるリスク検知よりも<u>多くの子ども</u>のリスク検知が可能になった。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> データ連携によりこれまでリスクを検知できていなかった<u>潜在的に支援が必要な家庭・子ども</u>を新たに支援に接続できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談・通告を受けた際の情報収集に要する時間の減少。
定性的	<ul style="list-style-type: none"> <u>大量のデータを一元化したことで、児童の状況を即座に把握</u>できるようになった。 特に、未就学児は、健診等で法的に、ある種強制的に行政との接点がある一方で、<u>就学児童は学校以外での接点が少なくなるため、データ連携した子どもや家庭の情報自体が有用</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> データ連携により、<u>これまで気にしていなかった児童も何か潜在的なリスクを抱えている可能性があるという見方・考え方が学校教員の全体に広がった</u>。 同時に、データ連携により、<u>すでに見守り、支援を必要としている児童に対して、より多くの職員で情報共有や話し合いなどが可能になった</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に学校など関係機関と児童に関する情報を共有しておくことにより、<u>実際にリスクが顕在化した場合に、非常に迅速に対応が可能</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たなアセスメントシートの作成、学級担任ヒアリングのスキームの構築により、<u>福祉部局と学校の連携がより一層円滑になった</u>。 相談があった<u>子どもの情報を確認し、人の目で見てデータを複合的に考える考え方・ノウハウが職員の中に共通意識として芽生えた</u>。 データ連携のシステムにより、<u>根拠を持って次のアクションが実施可能に</u>。
副次的効果	<ul style="list-style-type: none"> 職員のデータリテラシー向上 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントにおける負担軽減 <u>判定結果や相談履歴等を事前にインプットして面談等に臨むことで、何を訊くべきか明確になるほか、話をし易くなる</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 健診対象者の相談履歴等をインプットすることにより、<u>効果的な聞き取り・見守りが可能になった</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで業務全般において<u>関わりの少なかった部署との連携がし易くなった</u>。 既存の業務全般の遂行にあたっての利便性向上

事業推進の主な課題や示唆・気づき

No	フェーズ	課題／示唆・気づき
1	データを扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 要対協のケース進行管理台帳データの利用に当たっては、要対協データの守秘義務を踏まえ、地域協議会の構成員以外には情報を提供してはならない点に留意が必要となる。要対協データの利用の観点からは、<u>事業の実施主体の検討段階から、要対協の協議体構成員を兼ねているかなど考慮が必要</u>か。 福祉・教育部局間での連携に当たって、兼務者を配置するケースあり。
2	利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> データ項目の中で、<u>基準・閾値に関して主観等が入り得る項目については、基準の統一が難しい</u>。（基本連携データ項目では、「希死念慮」） データを取得するためには、システムを構築するだけでなく、<u>最終的には現場で入力してもらう必要がある</u>。特に学校で取得するデータは、<u>教育委員会等から教員等に対する継続的な事業の周知・声掛けが重要</u>。
3	個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 事業を恒常的に行ううえでは、各団体にて実施している<u>同様のケース（困難類型、実施主体、データ項目等）において、ある程度共通の法的な整理をすることが望ましく、ある程度ケースごとに一定の整理の方向性が整理されていると参考</u>となる。
4	こどもデータ連携の仕組みの構築（判定基準の検討、システムの企画・構築）	<ul style="list-style-type: none"> 関係者にマスキングしたデータを連携する場合、つどマスキングのルールを調整するのではなく、<u>マスキングすべきデータ項目全てについて、事前にマスキングルールを整理・合意することとし、やり取りの効率化を図ることも有用</u>。
5	データの準備	<ul style="list-style-type: none"> データ取得時のルールやフォーマットが統一されていない場合は、手作業でのデータ入力が必要になる等連携の調整の手間が生じるため、<u>連携を想定して取得時の運用方法をあらかじめ定めておく必要</u>。 恒久化を念頭に置いたデータ連携を自動化するためのルールを定めるにあたり、データレイアウトなどを決める必要があるが、基幹業務システムの統一・標準化への対応が並行していることなどから対応が難しいケースもある。
6	システムによる判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <u>単年の情報など定点的な情報だけでなく、複数年の情報を把握し絞り込みに活用することも有効</u>か。 モデルの精度検討に当たっては、昨年度の抽出結果との比較も方法の一つになるため、一定継続的な取組が重要。
7	人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 絞り込みを行う主体によって、<u>精度に差が生じる可能性もあるため、特に学校教員等特定の主体のみで実施される場合などは、適切に絞り込みが実施可能なオペレーションや体制等の検討が重要</u>。 人による絞り込みに当たって、どのような情報を共有すると有効な支援を検討し得るのか、スティグマになり得るのかといった点については、<u>困難類型や支援実施主体に応じて判定結果の検討が必要であり、支援実施主体側との丁寧な調整・試行錯誤が必要</u>。
8	データ連携により把握したこども等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <u>事業を継続的に行う観点からは、数年で実施主体の体制等も変わることがあるため課題がある</u>。特に、学校における支援等においては、<u>学級担任が変わるなど単年度で体制が変わるケースが多く、引き継ぎも容易ではないため、継続的に取組を行うために検討が必要</u>。 潜在的なリスクを抱える児童に対するアプローチとして、地域全体での見守り強化・様々な居場所との連携等も有効か。



Envision the value,
Empower the change

The text is centered within a white rectangular box. A red curved line starts above the comma in the first line and curves down to the right. A blue curved line starts below the first line and curves down to the right, mirroring the red line's path.